

中 運 交 企 第 128 号
令 和 8 年 3 月 27 日

浜松市地域公共交通会議
会長 松本 幸正 殿

中 部 運 輸 局 長
(公 印 省 略)

令和6・7年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について(通知)

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般報告された標記事業にかかる一次評価について、これを基に二次評価を行ったため、別紙のとおり通知します。

なお、二次評価結果は協議会等において共有するとともに、次年度以降の計画等に反映いただくようお願いいたします。

【問合せ先】
中部運輸局交通政策部 交通企画課
TEL:052-952-8006

自治体・協議会名	浜松市地域公共交通会議
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

- ・各地域バスの維持のために運賃及び地域での補助金等を含め収支率16%以上を目標としており、収支率の改善のため昨年度から各地域毎に企業から協賛金を募ることを実施し、今年度は協賛企業名を時刻表等に記載して、地域貢献をPRしたことを確認しました。
- ・市と遠州鉄道株式会社の2者により、バス路線の鉄道との接続強化や交通結節点の整備、他の交通モードへの転換等を検討する「リ・デザイン協議会」を設置したことを確認しました。

期待する取組

- ・バス事業者の路線網縮小が続いている中で、フィーダーの役割を担うべき各地域の交通サービスの見直しを十分に行うため、「浜松市リ・デザイン協議会」において見直しの検討・実施体制を構築し関係者間で議論されることを期待します。
- ・今後予定されている利便増進実施計画の策定を進められる際は、地域住民や交通事業者等関係者と連携して市全体の将来の地域公共交通のあり方について丁寧に議論を深め、再構築を図られることを期待します。
- ・各地域バスの目標・効果達成状況が市の独自評価の基準で継続してC評価の地域があることから、運行方法の検討を含め、地域住民と引き続き連携して確保・維持に取り組まれることを期待します。

令和8年6月22日

(名称) 浜松市総合交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
高齢化、過疎化等の進行により公共交通の必要性は増加しているが、人口減少、モータリゼーションの進展に加え、コロナ禍による生活様式の変化により、バス利用者は年々減少の一途を辿っており、バス運行事業を取り巻く環境はますます悪化している。 市北部に位置する郊外、中山間地域では、山間部の山あい集落が点在し、また病院や商店、学校等が付近にはなく、地域内のバスや地域間を結ぶ広域的なバスは、高齢者や通学者等にとって、必要不可欠な公共交通となっている。 これらの課題等を踏まえ、目指す将来の交通の姿を示す浜松市総合交通計画（公共交通の詳細計画として、浜松市地域公共交通網形成計画）を策定し各施策を展開している。 バス路線の維持対策については、基幹となる路線は、交通事業者による運行のもと、一部を国、県、市が支援するとともに、地域を運行するバスは、市の定めるルールに基づき、地域交通検討会において協議し地域にとって使いやすく、かつ、身の丈にあった、効率的で持続可能な公共交通を目指して実証または改善運行を実施している。 今後も引き続き、地域住民・交通事業者・行政が一丸となって、地域公共交通を確保維持していくことが重要であり、そのためには、基幹又は地域間を結ぶバス、地域内のバスの確保維持、連携を図ることが重要であることから、本維持計画を策定し取り組むものである。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標 市総合交通計画による「公共交通の維持・ルール」に基づき、維持基準（収支率）及び地域協働による取組の実施（地域交通検討会や協力金、増収対策活動等）を目標とし、使いやすく持続性のある公共交通、地域が支える公共交通を目指す。 ※定量的な目標については収支率 16%、検討会活動等はB評価以上とする。
(2) 事業の効果 地域協働による継続的な公共交通の維持確保に繋がり、また地域間幹線等と連携することにより、市全体の公共交通ネットワークの構築、また地域の活性化も期待される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業：フィーダー系統を運行する各地域に、地域、交通事業者、行政の３者で組織する「地域交通検討会」を設置し、運行計画の立案、利用促進に取り組む。

中部運輸局からの二次評価を踏まえ、こうしたフィーダー系統路線の利用促進に取り組むことで、フィーダー系統路線が接続する地域間幹線系統の利用促進にもつなげる。

特に令和７年度の運行に対する一次評価でＣ評価となった路線については、今後は地域会合での利用啓発に加え、免許返納をしていない高齢者など対象を絞った利用啓発による利用者増を目指すほか、要望の聞き取り等を行い改善運行につなげる。また、検討会開催回数が少ないため、開催回数を増やし地域のマイバス意識を醸成する。

加えて、令和７年度から実施している「リ・デザイン協議会」を引き続き開催し、利便増進実施計画の策定を進め、市内公共交通のり・デザインを図ることで、各地域の公共交通サービスの見直しを行っていく。

実施主体：浜松市、地域、交通事業者

[地域交通検討会の役割・検討内容とメンバー（案）]

関係主体	役割	メンバー
地域関係者	・地域公共交通の計画検討から運行まで直接関わり、さらに公共交通を利用することで公共交通を支える。	区・まちづくり協議委員 自治会 利用者代表
内容	- 準備会における体制づくり、運営 - 地域のバスの必要性と運行の検討 - 運行改善案（新規運行案）作成 - 運営への参加	学校・医療・観光関係者 地元企業、市民団体 等
交通事業者	・専門的立場から、運行計画等、公共交通の運行に関する助言を行うとともに、効率的かつ需要に合った、安全・安心な運行を行う。	鉄道・バス・タクシー事業者
内容	- 現況の利用状況の情報提供 - 運行案作成のための情報提供、協力 - 運行の準備及び運行 - 運行改善案（新規運行案）作成の支援	
行政	・地域関係者、交通事業者と関わり、（市財政と公共交通サービス水準のバランスを取りながら、地域（住民、企業など）のニーズに合った）地域に適した運行を協議し、支援していく。 ・区内にある複数の地域交通検討会の調整や区外の地域間と情報交換を行う。	公共交通担当課 福祉・医療担当課 スクールバス担当課 等
内容	- 準備会、検討会の体制づくり、運営 - 会議や勉強会のための会場の提供、市政策の説明 - 地域交通検討会と外部関係者との調整	区役所まちづくり推進課 行政センター 地域協働センター （交通政策課）※ ※ オブザーバー

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」及び路線図参照

No	区	地域	運行形態	運行予定者
1	天竜区	水窪	デマンド	(有)水窪タクシー
2		佐久間	デマンド	(有)水窪タクシー
3		龍山	デマンド	遠鉄タクシー(株)
4		春野	デマンド	遠鉄タクシー(株)
5		熊・竜川	デマンド	遠鉄タクシー(株)
6		門原	デマンド	遠鉄タクシー(株)
7		百古里	デマンド	遠鉄タクシー(株)
8		熊・阿多古	デマンド	遠鉄タクシー(株)
9	浜名区	浜北	定時定路線	浜松バス(株)
10		細江	デマンド	遠鉄タクシー(株)
11		浜松北(滝沢)	定時定路線	遠鉄タクシー(株)
12		引佐	デマンド	遠鉄タクシー(株)
13		三ヶ日	定時定路線	浜松バス(株)

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上記路線について、その運行に係る業務委託料 **224,805 千円**のうち、浜松市の負担額は、委託料から国庫補助額を控除した額

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

① 収支率

- ・浜松市総合交通計画・地域公共交通網形成計画による公共交通の維持基準である「収支率 16%」を目標。
- ・ただし、維持基準の達成が困難な地域においては、週 2 日、1 日 2 往復を基本とする公共交通を「生活支援運行」として運行。

② 地域交通検討会の取り組み

- ・地域交通検討会の活動を総合的に評価（検討会の開催状況、利用促進に関する活動状況、年間利用者数を指標として採点し A, B, C の三段階評価）することにより、地域協働による改善に向けた継続的な取り組みへとつなげていく。「B 評価以上」を目標とする。
- ・評価シートは、上限を 50 点とし、A（40～50 点）、B（20～39 点）、C（0～19 点）の 3 段階で評価する。

[評価シートで評価する項目・指標例]

評価項目例		評価指標例	評価点	
①協議の実施	地域交通検討会の開催回数	年 3 回以上を目標	年 1 回	3 点
			年 2 回	6 点
			年 3 回以上	10 点
②地域の活動	地域活動状況	① 維持協力金	活動内容を確認し総合的に評価する。	上限 30 点
		② 増収対策活動		上限 10 点
		③ 啓発等活動		上限 10 点
		④ 運行改善		上限 10 点
③成果	年間利用者数	前年比較	前年値－5%以上	0 点
			前年値±5%未満	5 点
			前年値＋5%以上	10 点

維持基準である「収支率 16%」及び地域交通検討会の取り組みで「B 評価以上」の両方を達成した場合は総合 A 評価。どちらかを達成できた場合は B 評価。どちらも達成できなかった場合、C 評価とする。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 参照
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 8 年 1 月 20 日 令和 7 年度第 3 回浜松市地域公共交通会議
⇒ 地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価（令和 7 年度）について協議。
- ・ 令和 8 年 6 月 22 日 令和 8 年度第 2 回浜松市地域公共交通会議
⇒ 地域公共交通確保維持事業に係る計画について協議。

19. 利用者等の意見の反映状況

各地域に設置されている「地域交通検討会」（地域・交通事業者・行政で組織）を定期的
に開催し、運行状況や地域の声、利用者ヒアリングの結果等を踏まえ、地域内フィーダー
系統の必要性及び維持改善に関する協議等、利用者の意見を反映しながら改善を行なっ
ている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）静岡県浜松市中央区元城町 103-2

（所 属）浜松市 都市整備部 交通政策課

（氏 名）堤 凌我

（電 話）053-457-2441

（e-mail）kotsu@city.hamamatsu.shizuoka.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によら
なくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実
施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節
のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、
地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当
該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るよう
にしてください。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出
される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名		市区町村名		協議会名	
静岡県		浜松市		浜松市総合交通協議会	

申請 番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行日 数	計画運行 回数	利用増進 特別措置	運送継続 特別措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			基準ハで該当す る要件（別表 7・9）	基準ハで該当す る要件（別表7 のみ）
					起点	経由地	終点							運行形態 の別	補助開始年度			
1	浜松市	(有) 水運タクシー	市町村（タクシー事業者）に運行委託（乗合タクシーなど）	(1) 水運		奥領家				194.0日	271.0回			区域型		②(1) 不便地域（法定）	J R飯田線「水運駅」、北遠本線「水運町（小畑）」と隣接、東縦ダイヤの設定	③ 前年度から引き続き運行
2	浜松市	(有) 水運タクシー	市町村（タクシー事業者）に運行委託（乗合タクシーなど）	(2) 水運		奥領家、地頭方、山住				117.0日	117.0回			区域型		②(1) 不便地域（法定）	北遠本線「水運大里」と隣接、東縦ダイヤの設定	③ 前年度から引き続き運行
3	浜松市	(有) 水運タクシー	市町村（タクシー事業者）に運行委託（乗合タクシーなど）	(3) 佐久間		佐久間町				206.0日	1,029.0回			区域型		②(1) 不便地域（法定）	J R飯田線「中部天竜駅」、北遠本線「西瀬」と隣接、東縦ダイヤの設定	③ 前年度から引き続き運行
4	浜松市	遠鉄タクシー（株）	市町村（タクシー事業者）に運行委託（乗合タクシーなど）	(4) 龍山		龍山町				145.0日	145.0回			区域型		②(1) 不便地域（法定）	北遠本線「瀬尻」、「西川」、「鮎釣口」と隣接、東縦ダイヤの設定	③ 前年度から引き続き運行
5	浜松市	遠鉄タクシー（株）	市町村（タクシー事業者）に運行委託（乗合タクシーなど）	(5) 熊・竜川		熊、横山町、谷山、相津、大川、月、伊砂、船明、次郎八神田、山東				50.0日	50.0回			区域型		②(1) 不便地域（法定）	北遠本線「横山車庫」、遠鉄バス「山東」と隣接、東縦ダイヤの設定	③ 前年度から引き続き運行
6	浜松市	遠鉄タクシー（株）	市町村（タクシー事業者）に運行委託（乗合タクシーなど）	(6) 豊野		豊野町				205.0日	615.0回			区域型		②(1) 不便地域（法定）	遠鉄バス秋葉線「豊野車庫」、「ふれあい公園」、秋葉バス秋葉線「舟木」、「気田」と隣接、東縦ダイヤの設定	③ 前年度から引き続き運行
7	浜松市	遠鉄タクシー（株）	市町村（タクシー事業者）に運行委託（乗合タクシーなど）	(7) 引佐		引佐町、神西寺町、細江町、三方原町、根洗町				232.0日	464.0回			区域型		②(1) 不便地域（法定）	遠鉄バス引佐線、奥山線、天竜浜名湖鉄道「金指駅」と隣接、東縦ダイヤの設定	③ 前年度から引き続き運行
8	浜松市	遠鉄タクシー（株）	市町村（タクシー事業者）に運行委託（乗合タクシーなど）	(8) 門原		横山町、東峰名、西雲名、小川				50.0日	50.0回			区域型		②(1) 不便地域（法定）	北遠本線「横山車庫」と隣接、東縦ダイヤの設定	③ 前年度から引き続き運行
9	浜松市	遠鉄タクシー（株）	市町村（タクシー事業者）に運行委託（乗合タクシーなど）	(9) 百古里		横川、只来、山東、次郎八神田				50.0日	50.0回			区域型		②(2) 不便地域（局長指定）	北遠本線「山東」、遠鉄バス「山東」「下すがり入口」と隣接、東縦ダイヤの設定	③ 前年度から引き続き運行
10	浜松市	遠鉄タクシー（株）	市町村（タクシー事業者）に運行委託（乗合タクシーなど）	(10) 滝沢	滝沢口	滝沢東・鶴沢公民館	聖隷三方原病院	24.4km		242.0日	121.0回			路線型		②(2) 不便地域（局長指定）	遠鉄バス都田線、萩丘都田線「都田駅」、天竜浜名湖鉄道「都田駅」と隣接、東縦ダイヤの設定	③ 前年度から引き続き運行
11	浜松市	遠鉄タクシー（株）	市町村（タクシー事業者）に運行委託（乗合タクシーなど）	(11) 滝沢	聖隷三方原病院	都田駅前	聖隷三方原病院	循環	44.6km	242.0日	484.0回			路線型		②(2) 不便地域（局長指定）	遠鉄バス都田線、萩丘都田線「都田駅」、気賀三ヶ日線「聖隷三方原病院」、天竜浜名湖鉄道「都田駅」と隣接、東縦ダイヤの設定	③ 前年度から引き続き運行
12	浜松市	遠鉄タクシー（株）	市町村（タクシー事業者）に運行委託（乗合タクシーなど）	(12) 滝沢	聖隷三方原病院	滝沢東・鶴沢公民館	都田駅前	32.9km		242.0日	121.0回			路線型		②(2) 不便地域（局長指定）	遠鉄バス萩丘都田線「都田駅」、天竜浜名湖鉄道「都田駅」と隣接、東縦ダイヤの設定	③ 前年度から引き続き運行

13	浜松市	浜松バス（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバス（など）」	(13) 三ヶ日北	本坂	三ヶ日西小・只木西	総合福祉センター	15.3km		198.0日	99.0回				②(2) 不便地域 (府長指定)	遠鉄バス気賀三ヶ日路線「三ヶ日」と隣接、東 縦ダイヤの設定	③ 前年度から 引き続き運行
14	浜松市	浜松バス（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバス（など）」	(14) 三ヶ日北	総合福祉センター	三ヶ日駅・本坂・平 山公民館	総合福祉センター	循環	26.5km	242.0日	242.0回				②(2) 不便地域 (府長指定)	遠鉄バス気賀三ヶ日路線「三ヶ日」、天竜浜名 湖鉄道「三ヶ日駅」と隣接、東縦ダイヤの設 定	③ 前年度から 引き続き運行
15	浜松市	浜松バス（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバス（など）」	(15) 三ヶ日南	総合福祉センター	三ヶ日駅・尾奈	総合福祉センター	循環	26.0km	242.0日	242.0回				②(2) 不便地域 (府長指定)	遠鉄バス気賀三ヶ日路線「三ヶ日」「郵便」、 天竜浜名湖鉄道「三ヶ日駅」と隣接、東縦ダ イヤの設定	③ 前年度から 引き続き運行
16	浜松市	浜松バス（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバス（など）」	(16) 三ヶ日北	総合福祉センター	三ヶ日・只木西・本 坂	総合福祉センター	循環	26.9km	242.0日	242.0回				②(2) 不便地域 (府長指定)	遠鉄バス気賀三ヶ日路線「三ヶ日」、天竜浜名 湖鉄道「三ヶ日駅」と隣接、東縦ダイヤの設 定	③ 前年度から 引き続き運行
17	浜松市	浜松バス（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバス（など）」	(17) 三ヶ日南	総合福祉センター	尾奈・三ヶ日駅	総合福祉センター	循環	26.0km	242.0日	242.0回				②(2) 不便地域 (府長指定)	遠鉄バス気賀三ヶ日路線「三ヶ日」「郵便」、 天竜浜名湖鉄道「三ヶ日駅」と隣接、東縦ダ イヤの設定	③ 前年度から 引き続き運行
18	浜松市	浜松バス（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバス（など）」	(18) 三ヶ日北	総合福祉センター	本坂・三ヶ日西小	総合福祉センター	14.6km		198.0日	99.0回				②(2) 不便地域 (府長指定)	遠鉄バス気賀三ヶ日路線「三ヶ日」、天竜浜名 湖鉄道「三ヶ日駅」と隣接、東縦ダイヤの設 定	③ 前年度から 引き続き運行
19	浜松市	遠鉄タクシー（株）	市町村（タクシー事業者）に運行委託「乗合タクシー（など）」	(19) 細江		細江町、引佐町金 瓶、三方原町、根洗 町				94.0日	94.0回				②(2) 不便地域 (府長指定)	遠鉄バス気賀三ヶ日路線「気賀駅」と隣接、東縦ダイヤの設 定	③ 前年度から 引き続き運行
20	浜松市	浜松バス（株）	市町村（バス事業者）に運行委託「コミュニティバス（など）」	(20) 大平総合	浜北駅	大平	総合福祉センター	23.6km	23.6km	102.0日	204.0回				②(2) 不便地域 (府長指定)	天竜浜名湖鉄道「窓口駅」、遠州鉄道「小林 駅」「東園中公園駅」「浜北駅」と隣接、 東縦ダイヤの設定	③ 前年度から 引き続き運行
21	浜松市	遠鉄タクシー（株）	市町村（タクシー事業者）に運行委託「乗合タクシー（など）」	(21) 瓶・阿多古（清水線）		石神・高谷・上野・南 島・米沢・渡ヶ島・緑 懸台・二俣町鹿島・浜 名区於呂				88.0日	88.0回				②(2) 不便地域 (府長指定)	北遠本線「西鹿島駅」、遠鉄「西鹿島」、遠 鉄バス「西鹿島駅」と隣接、東縦ダイヤの設 定	③ 前年度から 引き続き運行
22	浜松市	遠鉄タクシー（株）	市町村（タクシー事業者）に運行委託「乗合タクシー（など）」	(22) 瓶・阿多古（小幡合線）		高谷・上野・高島・米 沢・渡ヶ島・緑懸台・ 二俣町鹿島、浜名区於 呂				80.0日	80.0回				②(2) 不便地域 (府長指定)	北遠本線「西鹿島駅」、遠鉄「西鹿島」、遠 鉄バス「西鹿島駅」と隣接、東縦ダイヤの設 定	③ 前年度から 引き続き運行

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
静岡県	浜松市	浜松市総合交通協議会	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	310,818 人
交通不便地域等（人）	43,001 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
7,149 人	旧水窪町、旧佐久間町、旧龍山村、旧春野町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
4,191 人	旧天竜市（上阿多古村、熊村、竜川村） 旧引佐町（伊平村、鎮玉村）	山村振興法
31,661 人	引佐地域（狩宿、三岳）、細江地域、三ヶ日地域、浜松北地域、浜北地域、百古里地域、下阿多古地域	局長指定

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度